

基 発 0416 第 1 号
平成 24 年 4 月 16 日

青森労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(4) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月10日	青森署	小城中央労働基準監察監督官 和田中央労働基準監察監督官
7月11日	青森局	小城中央労働基準監察監督官 和田中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(ア) 監督指導の実施状況

① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況

② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

① 厳正かつ積極的な司法処理の状況

② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]

[対象]

[担当監察官]

5月31日

秋田署

山本主任中央労働基準監察監督官
岸川中央労働基準監察監督官

6月1日

秋田局

山本主任中央労働基準監察監督官
和田中央労働基準監察監督官
岸川中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(4) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月5日	庄内署	鈴木副主任中央労働基準監察監督官 上島中央労働基準監察監督官
7月6日	山形局	鈴木副主任中央労働基準監察監督官 上島中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

栃木労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(4) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]

[対象]

[担当監察官]

5月31日

宇都宮署

小城中央労働基準監察監督官

柘植中央労働基準監察監督官

6月1日

栃木局

小城中央労働基準監察監督官

柘植中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

群馬労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(1) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月28日	高崎署	岩瀬副主任中央労働基準監察監督官
6月29日	群馬局	岩瀬副主任中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

千葉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(ア) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月21日	柏 署	小城中央労働基準監察監督官
	東金署	柘植中央労働基準監察監督官
6月22日	千葉局	小城中央労働基準監察監督官
		柘植中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基 発 0416 第 1 号
平成 24 年 4 月 16 日

新潟労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
 - (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
 - ウ 労働者の安全と健康確保対策
 - (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
 - エ 一般労働条件の確保・改善対策
 - (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
 - オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
 - カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
 - キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
 - (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]

[対象]

[担当監察官]

6月21日

新潟署

鈴木副主任中央労働基準監察監督官

6月22日

新潟局

鈴木副主任中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(4) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]

7月26日

[対象]

名古屋東署

[担当監察官]

山本主任中央労働基準監察監督官

和田中央労働基準監察監督官

小城中央労働基準監察監督官

7月27日

半田署

愛知局

山本主任中央労働基準監察監督官

小城中央労働基準監察監督官

和田中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

兵庫労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月24日	神戸東署	鈴木副主任中央労働基準監察監督官 村野中央労働基準監察監督官
	姫路署	上島中央労働基準監察監督官
7月25日	兵庫局	鈴木副主任中央労働基準監察監督官 上島中央労働基準監察監督官 村野中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 24 年 4 月 16 日

島根労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(4) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月7日	松江署	山本主任中央労働基準監察監督官 上島中央労働基準監察監督官
6月8日	島根局	山本主任中央労働基準監察監督官 上島中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

香川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(4) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]

[対象]

[担当監察官]

7月5日

丸亀署

柘植中央労働基準監察監督官

7月6日

香川局

柘植中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

愛媛労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(ア) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月28日	松山署	山本主任中央労働基準監察監督官
6月29日	愛媛局	山本主任中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

宮崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(ア) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月12日	都城署	和田中央労働基準監察監督官 柘植中央労働基準監察監督官
6月13日	宮崎局	岩瀬副主任中央労働基準監察監督官 和田中央労働基準監察監督官 柘植中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

沖縄労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
5月31日	那覇署	岩瀬副主任中央労働基準監察監督官
6月1日	沖縄局	岩瀬副主任中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 24 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政のおかれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(ア) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況
 - ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況
 - イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況
- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

札幌中央署、旭川署、釧路署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

茨城労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

(5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況

ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等

(ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施

(イ) 申告・相談への的確な対応

(ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

(イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ウ) 労働時間等の設定の改善

ウ 労働者の安全と健康確保対策

(ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）

(イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）

(ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）

① 原子力施設に対する監督指導

② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策

③ 復旧・復興工事における労働災害の防止

(エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策

(オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）

(カ) 石綿による健康障害防止対策

エ 一般労働条件の確保・改善対策

(ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応

(イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化

(ウ) 労働条件集合監督の適切な運用

オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）

カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

キ 特定の労働分野における労働条件確保対策

(ア) 技能実習生

(イ) 自動車運転者

(ウ) 介護労働者

(エ) 有期契約労働者

(オ) 派遣労働者

(カ) 医療機関の労働者

(キ) 障害者である労働者

(6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況

② 実効ある監督指導の実施状況

(1) 司法処理の実施状況

① 厳正かつ積極的な司法処理の状況

② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

土浦署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

埼玉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上
の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

(5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況

ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等

(ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施

(イ) 申告・相談への的確な対応

(ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

(イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ウ) 労働時間等の設定の改善

ウ 労働者の安全と健康確保対策

(ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）

(イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）

(ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）

① 原子力施設に対する監督指導

② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策

③ 復旧・復興工事における労働災害の防止

(エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策

(オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）

(カ) 石綿による健康障害防止対策

エ 一般労働条件の確保・改善対策

(ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応

(イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化

(ウ) 労働条件集合監督の適切な運用

オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）

カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

キ 特定の労働分野における労働条件確保対策

(ア) 技能実習生

(イ) 自動車運転者

(ウ) 介護労働者

(エ) 有期契約労働者

(オ) 派遣労働者

(カ) 医療機関の労働者

(キ) 障害者である労働者

(6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

川口署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

三田署、池袋署、江戸川署、三鷹署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

福井労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

(5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況

ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等

(ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施

(イ) 申告・相談への的確な対応

(ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

(イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ウ) 労働時間等の設定の改善

ウ 労働者の安全と健康確保対策

(ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）

(イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）

(ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）

① 原子力施設に対する監督指導

② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策

③ 復旧・復興工事における労働災害の防止

(エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策

(オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）

(カ) 石綿による健康障害防止対策

エ 一般労働条件の確保・改善対策

(ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応

(イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化

(ウ) 労働条件集合監督の適切な運用

オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）

カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

キ 特定の労働分野における労働条件確保対策

(ア) 技能実習生

(イ) 自動車運転者

(ウ) 介護労働者

(エ) 有期契約労働者

(オ) 派遣労働者

(カ) 医療機関の労働者

(キ) 障害者である労働者

(6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

武生署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 24 年 4 月 16 日

長野労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

(5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況

ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等

(ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施

(イ) 申告・相談への的確な対応

(ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

(イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ウ) 労働時間等の設定の改善

ウ 労働者の安全と健康確保対策

(ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）

(イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）

(ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）

① 原子力施設に対する監督指導

② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策

③ 復旧・復興工事における労働災害の防止

(エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策

(オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）

(カ) 石綿による健康障害防止対策

エ 一般労働条件の確保・改善対策

(ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応

(イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化

(ウ) 労働条件集合監督の適切な運用

オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）

カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

キ 特定の労働分野における労働条件確保対策

(ア) 技能実習生

(イ) 自動車運転者

(ウ) 介護労働者

(エ) 有期契約労働者

(オ) 派遣労働者

(カ) 医療機関の労働者

(キ) 障害者である労働者

(6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

松本署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 24 年 4 月 16 日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の実績に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(1) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

天満署、大阪西署、岸和田署、北大阪署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基 発 0416 第 2 号
平成 24 年 4 月 16 日

奈良労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

(5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況

ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等

(ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施

(イ) 申告・相談への的確な対応

(ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

(イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ウ) 労働時間等の設定の改善

ウ 労働者の安全と健康確保対策

(ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）

(イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）

(ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）

① 原子力施設に対する監督指導

② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策

③ 復旧・復興工事における労働災害の防止

(エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策

(オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）

(カ) 石綿による健康障害防止対策

エ 一般労働条件の確保・改善対策

(ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応

(イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化

(ウ) 労働条件集合監督の適切な運用

オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）

カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

キ 特定の労働分野における労働条件確保対策

(ア) 技能実習生

(イ) 自動車運転者

(ウ) 介護労働者

(エ) 有期契約労働者

(オ) 派遣労働者

(カ) 医療機関の労働者

(キ) 障害者である労働者

(6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

奈良署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基 発 0416 第 2 号
平成 24 年 4 月 16 日

佐賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

(5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況

ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等

(ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施

(イ) 申告・相談への的確な対応

(ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

(イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ウ) 労働時間等の設定の改善

ウ 労働者の安全と健康確保対策

(ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）

(イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）

(ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）

① 原子力施設に対する監督指導

② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策

③ 復旧・復興工事における労働災害の防止

(エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策

(オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）

(カ) 石綿による健康障害防止対策

エ 一般労働条件の確保・改善対策

(ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応

(イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化

(ウ) 労働条件集合監督の適切な運用

オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）

カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

キ 特定の労働分野における労働条件確保対策

(ア) 技能実習生

(イ) 自動車運転者

(ウ) 介護労働者

(エ) 有期契約労働者

(オ) 派遣労働者

(カ) 医療機関の労働者

(キ) 障害者である労働者

(6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

唐津署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基 発 0416 第 2 号
平成 24 年 4 月 16 日

大分労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

(3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。

(4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

(5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。

(7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。

(8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

(1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況

(2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況

イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況

(3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況

(4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

(5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況

ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等

(ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施

(イ) 申告・相談への的確な対応

(ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

(イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止

(ウ) 労働時間等の設定の改善

ウ 労働者の安全と健康確保対策

(ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）

(イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）

(ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）

① 原子力施設に対する監督指導

② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策

③ 復旧・復興工事における労働災害の防止

(エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策

(オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）

(カ) 石綿による健康障害防止対策

エ 一般労働条件の確保・改善対策

(ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応

(イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化

(ウ) 労働条件集合監督の適切な運用

オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）

カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進

キ 特定の労働分野における労働条件確保対策

(ア) 技能実習生

(イ) 自動車運転者

(ウ) 介護労働者

(エ) 有期契約労働者

(オ) 派遣労働者

(カ) 医療機関の労働者

(キ) 障害者である労働者

(6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況

② 実効ある監督指導の実施状況

(1) 司法処理の実施状況

① 厳正かつ積極的な司法処理の状況

② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

佐伯署

なお、実施時期及び担当監察官については、後日通知する。

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

平成 24 年 4 月 16 日

岩手労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政のおかれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(イ) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

盛岡署

実施時期及び担当監察官については後日通知する。

なお、以下により、震災が業務に与えた影響等について把握することとする。

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
4月24日	釜石署	上島中央労働基準監察監督官
4月25日	岩手局	上島中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

宮城労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上 の死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ斉一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成24年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況

② 実効ある監督指導の実施状況

(1) 司法処理の実施状況

① 厳正かつ積極的な司法処理の状況

② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

(7) 効果的な情報発信の取組状況

(8) 実効ある地方監察制度の運用状況

(9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

(10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

仙台署

実施時期及び担当監察官については後日通知する。

なお、以下により、震災が業務に与えた影響等について把握することとする。

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
4月25日	宮城局	鈴木副主任中央労働基準監察監督官
4月26日	石巻署	鈴木副主任中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 24 年度中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

我が国の経済情勢は依然として厳しい状況にある中で、ゆるやかに持ち直しており、雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しく、円高の影響、電力供給の制約等により、悪化の懸念が依然として残っている。

このような状況下において、申告受理件数は引き続き高水準で推移し、相談件数も過去最高水準にあるなど、非正規労働者を含め労働者の労働条件上の問題が多数発生している。労働時間の状況をみると、景気の持ち直しを反映して時間外労働時間数は増加傾向にあり、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は依然として高く、労働時間分布の長短二極化が続いている。また、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災請求件数、支給決定件数はともに高水準で推移している。さらに、東日本大震災（以下「震災」という。）の復旧・復興に関連した生産、物流等の産業における長時間労働の発生も懸念される。一方、労働災害の発生状況は、死亡災害の発生件数は減少しているものの、休業 4 日以上死傷災害の発生件数は 2 年連続で増加している。

平成 24 年度の監察については、労働基準行政の果たすべき使命を踏まえ、PDCA サイクルを念頭に置き、重点指向に徹した効果的かつ効率的な行政運営が行われているかについて、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）において、雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、管内の災害増加業種等を中心とした労働災害の防止等を重点対策とする地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の状況を的確に把握・分析し、重点対象を的確に選定しているか。
- (2) 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画について、臨検監督業務量等

の最大限の確保を図りつつ、取り組む重点対象に係る解消すべき行政課題の特性、対象事業場数、過去の行政実績等を踏まえ、対象とすべき事業場を的確に選定し、より実効性のある計画とするという視点をもって策定しているか。

特に労働災害防止に係る監督指導等については、管内の労働災害発生状況等を把握・分析した上で、必要な業務量を配分しているか。

- (3) 監督指導、自主点検、集団指導、要請等の各種行政手法について、より効果的なものとなるよう、実施方法に必要な改善や工夫を加えているか。
- (4) 労働基準監督機関が有する監督権限を始めとする各種権限について、適正かつ齊一的に行使されているか。

また、実効ある監督指導とする観点から、指摘した法違反等については確実に是正・改善させるとともに、遵法状況を確実に定着させているか。

さらに、重大又は悪質な事案については、組織的な検討を行うなどにより、厳正に対処しているか。

- (5) 労働基準部幹部は、各署における年間監督指導計画や年間安全衛生業務計画の実施状況等業務運営の状況を、地方監察や業務実績の報告等を通じて的確に把握し、適切な指導を行っているか。

また、署の各級管理者は、署に期待される役割を認識し、具体的かつ適切な業務運営・進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

- (6) 新人事制度の実施を踏まえ、新任監督官等について、適切な研修等を実施することにより、資質及び能力の向上を図っているか。
- (7) 過去の中央監察における指摘事項等について、今後の業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (8) 局署の業務運営に関して、より効率的・効果的に行政を推進する観点から、具体的に改善した事項はあるか。また、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成 24 年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 労働基準行政の置かれた状況や業務運営の重点化を踏まえた、各局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、次に掲げる事項を含む年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
 - ア 前年度の行政実績の把握、分析及び年間業務計画への反映状況
 - イ 労働災害防止に係る監督指導等への業務量配分の状況
- (3) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (4) 総合的な労働行政を展開するという視点に立った労働基準行政の業務運営状況

- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するものの推進状況
- ア 雇用情勢及び労働者の雇用・就業形態に対応した法定労働条件の履行確保等
- (ア) 情報の収集及び監督指導・啓発指導の実施
 - (イ) 申告・相談への的確な対応
 - (ウ) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
- イ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
- (ア) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - (イ) 労働時間管理の適正化による賃金不払残業の防止
 - (ウ) 労働時間等の設定の改善
- ウ 労働者の安全と健康確保対策
- (ア) 労働災害の発生状況を踏まえた対策等（労働災害防止に向けた集中的取組の実施状況を含む。）
 - (イ) 自主的安全衛生管理活動の促進（危険性又は有害性等の調査等の実施の促進を含む。）
 - (ウ) 震災に関連する安全衛生対策（該当局）
 - ① 原子力施設に対する監督指導
 - ② 除染等業務従事者の電離放射線障害防止等対策
 - ③ 復旧・復興工事における労働災害の防止
 - (エ) メンタルヘルス及び職場のパワーハラスメント対策
 - (オ) 職業性疾病の予防対策（粉じん障害防止対策を含む。）
 - (カ) 石綿による健康障害防止対策
- エ 一般労働条件の確保・改善対策
- (ア) 過去の取組に係る検証結果に基づく対応
 - (イ) 多店舗展開企業における管理監督者の範囲の適正化
 - (ウ) 労働条件集合監督の適切な運用
- オ 最低賃金制度の適正な運営（最低賃金の引上げに向けた中小企業に対する支援事業を含む。）
- カ 労災かくしの排除に係る対策の一層の推進
- キ 特定の労働分野における労働条件確保対策
- (ア) 技能実習生
 - (イ) 自動車運転者
 - (ウ) 介護労働者
 - (エ) 有期契約労働者
 - (オ) 派遣労働者
 - (カ) 医療機関の労働者
 - (キ) 障害者である労働者
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

ア 監督指導業務の運営状況

(7) 監督指導の実施状況

- ① 年間及び月間計画に基づいた監督指導の実施状況
- ② 実効ある監督指導の実施状況

(1) 司法処理の実施状況

- ① 厳正かつ積極的な司法処理の状況
- ② 迅速処理の状況

イ 安全衛生業務の運営状況

ウ 署に期待される役割を認識した、各級管理者による業務運営・進行管理の状況（接遇面での適切な対応を含む。）

エ 行政手法の実施方法の改善・工夫に向けた取組状況

- (7) 効果的な情報発信の取組状況
- (8) 実効ある地方監察制度の運用状況
- (9) 監督官の資質・能力の向上に係る取組の状況

ア 新任監督官等の実地訓練等の実施状況

イ 若手監督官等の監督指導能力の向上に向けた取組状況

- (10) 事務簡素・合理化等への取組状況

3 監察の対象署

郡山署

実施時期及び担当監察官については後日通知する。

なお、以下により、震災が業務に与えた影響等について把握することとする。

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
4月23日	いわき署	和田中央労働基準監察監督官
4月24日	福島局	和田中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。